

第159回国会閣第35号に対する修正案

第161回国会衆議院厚生労働委員会可決

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第七条を附則第八条とし、附則第三条から第六条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」を「新法」に改め、同条を附則第三条とし、附則第一条の次に次の一条を加える。

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第一条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「新法」という。）の施行状況を勘案し、期間を定めて雇用される者に係る育児休業等の制度等について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。